

第5期豊中市地域福祉計画に係る市民意識調査業務及び策定支援業務委託 公募型プロポーザル募集要項

1. 実施目的

第4期豊中市地域福祉計画の計画期間が令和5年度に終了を迎えることに伴い、令和6年度(2024年度)を計画期間初年度とする第5期豊中市地域福祉計画を策定する。

策定にあたっては、近年の社会状況、関係法令・制度動向、ウィズコロナ・アフターコロナを含めた近年の社会状況、関係法令・制度動向、本市の全庁的な取組み(SDGsなど)、新型コロナウイルス感染症拡大を機に発出された「とよなかデジタル・ガバメント宣言」や「豊中市安心つながり宣言」等の内容ふまえながら、本市の地域福祉の状況把握や市民意識調査を実施し、第4期計画における事業の検証、分析を行い、第5期計画を策定する必要がある。なお、現状分析、次期計画に掲載する取組みを検討する際には、他市の先進事例の分析や本市制度との比較等をふまえる必要がある。

本事業を効率的かつ効果的に実施することを目的として、本事業の業務を委託することとし、委託事業者の選定にあたり、下記のとおり企画提案募集を実施する。

本要項は第5期豊中市地域福祉計画に係る市民意識調査業務及び策定支援業務委託の公募型プロポーザルの募集に係る必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

第5期豊中市地域福祉計画に係る市民意識調査業務及び策定支援業務委託

(2) 業務内容

別添「第5期豊中市地域福祉計画に係る市民意識調査業務及び策定支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 予定契約期間

契約締結日から令和6年(2024年)3月31日まで。

(4) 予算額

委託料の上限は、10,000,000円(税込)。

なお、令和4年度及び令和5年度の各年度の上限は、5,000,000円(税込)。

(5) 担当部局

福祉部 地域共生課

3. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない

こと。

- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

4. 日程（いずれも、令和 4 年（2022 年））

- ・募集要項等の公表 4 月 19 日（火）市ホームページに掲載
- ・現場説明会 4 月 21 日（木）11：00～12：00
※場所は、生活情報センターくらしかん イベントホール、事前申込は不要。
※現場説明会への参加は任意であり、現場説明会に不参加でも本プロポーザルに参加することができる。
- ・質問事項の締切 4 月 26 日（火）17 時まで（必着）

※質問は【様式2】にてメールで受け付け、質問への回答は、市のホームページに掲示する。個別には回答しない。

- ・ 質問事項への回答 4月28日(木) 予定
- ・ 参加表明書【様式1】提出期限 5月6日(金) 17時まで(必着)
- ・ 企画提案書等提出期限 5月13日(金) 17時まで(必着)
- ・ 辞退届の提出期限 5月13日(金) 17時まで(必着)
- ・ 第1次審査(書類審査) 5月18日(水) 予定

※応募事業者が5社を超えた場合のみ実施

- ・ 第2次審査(プレゼンテーション) 5月24日(火) 予定

※当日の時間等は、第1次審査終了後、通知。

※原則、オンライン審査。会場を希望する場合は事前に地域共生課に要相談。

- ・ 審査結果の通知予定日 6月上旬発送
- ・ 委託契約の締結予定日 6月中旬締結

5. 参加申し込み手続き

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記のとおり手続きを行うこと。

(1) 提出書類

プロポーザル参加表明書【様式1】

(2) 提出部数

1部提出すること。

(3) 内容

必要事項を記入し、押印すること。

(4) 提出方法

- ・ 紙で提出(必須)

提案者の代表者印(登記に用いる印。以下同じ)を押印のうえ、下記「11. 応募先、質問先及び問い合わせ先」へ持参(月～金曜日(祝日は除く)9時～17時)又は郵送による。また事務局に対し提出書類の到達について確認すること。

※原則は紙で提出すること。しかし、提出期限までに紙の提出が間に合わない場合、例外的に以下の方法を認める。なお、原本については提出後速やかに持参又は郵送で提出すること。また、事務局に対し提出書類の到達について確認すること。

- ・ メールで提出

下記「11. 応募先、質問先及び問い合わせ先」のメールアドレスへ送信すること

(5) 提出期限

令和4年(2022年)5月6日(金) 17時まで(必着)

※提出書類の不足又は期限内未到着の場合は、応募(参加)を無効とする。

提出された参加表明書は、いかなる場合も返却しない。

6. 企画提案書

参加者は、本要項及び別紙「第5期豊中市地域福祉計画に係る市民意識調査業務及び策定支援業務委託仕様書」に基づき、下記のとおり本案件に関する企画提案書を作成すること。

(1) 提出書類の種類

No	提出書類	留意事項	様式等
1	企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案は1社1案とする。 ・企画提案の表紙には提案事業タイトルと提案者名を記入するものとする。 (記入例) 「第5期豊中市地域福祉計画に係る市民意識調査業務及び策定支援業務」提案書 ○○ (法人名等) ・企画提案は、A4判換算10枚以内。A3判も可とするが、A3判を用いる場合は1枚をA4判2枚として計算する。 ・枚数オーバーは、書類不備として取り扱う。 ●次のとおり企画提案を求める。 ※提案書作成に当たっては、本募集要項掲載ページの「参考資料リンク」を確認すること。 <項目①> 豊中市の地域福祉課題をふまえた地域包括ケアシステム・豊中モデルの構築に向けた地域福祉施策について <項目②> 市民意見の収集及び意見の計画への反映について (市民意見の収集は、市民意識調査とその他の手法の2点に関して提案すること) <項目③> 計画の進捗状況を測定するKPIの設定について <項目④> 策定までの作業項目・業務遂行スケジュール ※参考資料の「第5期地域福祉計画策定スケジュール(案)」及び仕様書を確認すること。 <項目⑤> 計画書の構成及び概要 <項目⑥> その他独自の提案 	任意

		・SDGsの反映や新しい生活様式に対応した地域活動など、地域福祉計画の策定にあたり、仕様書以外に提案者ができる点について	
2	業務経歴書	これまで他自治体において同様の分野（地域福祉計画の策定支援業務）の業務を請け負った実績について記載すること。	様式3
3	実績として他市町村の計画書	複数ある場合は代表的な地域福祉関連のもの。	—
4	統括責任者及び担当者の業務実績調書	・「専門分野」欄には、本業務に関する分野における専門分野を記入すること。 ・「参画した主要業務の概要と担当した分野」欄には、過去に参画した業務内容と担当した分野を記入すること。	様式4
5	業務実施体制調書	本業務を担当する体制を記載すること。	様式5
6	団体の概要書 (企業概要など)	連絡先（担当者氏名、電話・FAX番号、メールアドレス）を記載すること。	任意
7	見積書	・見積書には、人件費、間接経費など、必ず見積金額の積算根拠を明示した内訳書を添付すること。 ・提案者の代表者印を押印したものを提出。 ・令和4年度、令和5年度それぞれの見積書を作成すること。各年度、上限額は5,000,000円（税込）とする。	任意
8	処分歴等の確認書	様式6に記載し提出すること。	様式6

(2) 提出方法

- ①事務局あてに持参（土日及び時間外は受け付けない。）又は送付（郵送、宅配便等）による。持参により提出する以外の場合にあつては、事務局に対し、企画提案書等の到達について確認すること。
- ②指定された様式等により提出すること。
- ③企画提案書等の分割提出は認めない。また、企画提案書等の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。
- ④企画提案書等はいかなる場合でも返却しない。
- ⑤企画提案書等に不備等が発見された場合は補正を求めることがある。
- ⑥提出期限後の差し替えは認めない（豊中市が補正等を求める場合を除く）。
- ⑦企画提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(3) 提出書類

- ①提出する書類の規格はA4判片とじ・横書き・両面とする。企画提案書のみA3判も

可とするが、A3判を用いる場合は1枚をA4判2枚分として計算する。

- ②文字は11ポイント以上とし、フォントは任意とする。
- ③全体にページを付け、目次を付ける。
- ④紙媒体（1部）及びPDF形式のデータファイルを提出すること。メールで提出する場合は事前に地域共生課に相談すること。
- （4）提出期限：令和4年（2022年）5月13日（金）17時まで（必着）
- （5）提出先：下記「11. 応募先、質問先及び問い合わせ先」を参照

7. 選定方法

（1）審査方法

市職員で構成する受託候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し審査する。応募事業者が5社を超えた場合のみ、第1次審査（書類審査）を行い、第2次審査（プレゼンテーション）の対象業者を5社に絞る。提案書及び提案書に基づく第2次審査（プレゼンテーション）を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。第2次審査（プレゼンテーション）の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者とししない。なお、選定委員会として最終合議のうね一本化した審査結果を確定するものとする。

第2次審査（プレゼンテーション）の日程等は以下のとおり。

- ①日時：5月24日（火）を予定 ※日時・場所等の詳細は、提案者に別途連絡する。
- ②発表時間：30分
各提案者につき20分以内のプレゼンテーションの後、質疑・応答する。
- ③発表方法：提出された企画提案書に対する説明を求めるとともに、選考委員会から事業者に対し、質疑応答を行うためのプレゼンテーションを実施する。
※原則、オンライン審査。会場を希望する場合は事前に地域共生課に要相談。詳細は別途、お知らせする。
- ④プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる担当者とする。
- ⑤その他：当日の出席者は1提案者あたり3名以内（プレゼンテーションを行うものを含む）とし、すべて提案者の雇用する従業員とする。

（2）評価項目

項目	配点 (合計 100)	備考
(1) 実施体制・業務実績	10	○本業務の実施体制について ○類似する業務の実績
(2) 企画提案書	20	○<項目①>について
	10	○<項目②>について

	10	○<項目③>について
	10	○<項目④>について
	10	○<項目⑤>について
	20	○<項目⑥>について
(3) 見積金額	10	○見積額について
(4) 処分歴	内容に応じて減点	○処分歴等についての評価

(3) 審査結果の通知と公表

- ・結果は6月上旬（予定）に参加資格を満たした全ての提案者に対して文書で通知する。
 - ・豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約するものではない。
 - ・市ホームページにおいて結果公表を行う。公表内容は次のとおり
 - ① 件名
 - ② 履行期間
 - ③ 受託候補者（事業者名・所在地・代表者・提案金額）
 - ④ 公募及び審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成）
 - ⑤ 選定理由
 - ⑥ 採点結果
 - ⑦ 担当課
 - ⑧ その他（受託候補者と最高評価点者が異なる場合は、その理由）
- ※応募者が2者の場合は、次点者の採点結果の合計点は公表しない。

8. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・本案件期間中に、上記3. で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・期限内に提出場所に提案書類の提出がないとき
- ・プレゼンテーション審査に欠席したとき
- ・一団体に複数の提案をしたとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令並びに本市の関係条例及び規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること
- ・他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと

- ・受託候補者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること
- ・応募提案書類に虚偽の記載を行うこと
- ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選考委員会が失格と認めたとき

9. 契約について

- ・優先交渉権者は、採択された提案をもとに本市と詳細を協議するものとする。協議の結果、契約内容と仕様、契約金額については、採択された提案と変更が生じることがある。
- ・本業務の受託者は本市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うこと。（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く）

10. 留意事項

- ・本プロポーザルに要する経費（提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用等）は、応募者の負担とする。
- ・選考委員会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。
- ・質問事項の締切以降、事業に係る質問は受け付けない。
- ・提出書類の返却、提出期限以降における書類の差替及び再提出には応じない。
- ・提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- ・参加表明書の提出後に本案件への参加を取り下げの場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、参加辞退届【様式7】を文書で豊中市長あてに提出すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはしない。

11. 応募先、質問先及び問い合わせ先

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

豊中市 福祉部 地域共生課

TEL : 06-6858-2219 FAX : 06-6854-4334

E-mail : chiikifuk@city.toyonaka.osaka.jp

担 当 : 室田、平松、広瀬